

令和3年度給与改定（第7回）団体交渉

① 日 時 令和4年2月7日（月）18時41分～18時49分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、入澤副管理者、小林人事企画部長、
小池調査課長、林労務・制度改革担当課長

（組合）江森委員長、西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、
泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、
高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

私どもは、定年引上げに係る人事・給与制度の改正について、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

まず、別途提案するとした早期退職者割増制度については、政令において措置予定となっている当該制度の取扱いを踏まえ、改めて協議することとします。

詳細は、「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について（最終案）」のとおりです。

次に、年齢による昇給抑制の見直しについて申し上げます。

能力と意欲のある高齢期職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承し、組織全体としての活力の維持を図るとした本提案の趣旨と国等の状況を踏まえ、業務職給料表の適用を受ける職員に係る年齢による昇給抑制について、令和5年4月1日から、その基準となる年齢を現行の55歳から57歳に引き上げるとともに、経過措置として、見直し前の制度が適用されていた職員に対し、号給調整を行うこととします。

詳細は、「年齢による昇給抑制の見直しについて（案）」のとおりです。

ただいま申し上げた私どもの考えは、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

最後に、一言申し上げます。

職員の皆さんには、新型コロナウイルス感染症による区民生活への影響を最小限に抑えるために、今なお、一丸となって、感染へのリスクを抱えながらも、最前線で奮闘いただいておりますことに、区長会として、改めて、心から敬意と感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、取り組んでいく所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

皆さん方から、最終判断として回答が示されました。

清掃労組としての態度を明らかにする前に、以下の点について、対応を求めます。

まず初めに、今回の定年年齢の引上げに伴い、特定日以後の賃金について、60歳時の7割とすることは、高齢期職員に活躍してもらおうという趣旨からしてみれば、そもそも納得できるものではありません。併せて、7割水準では、特別区の業務職給料表適用職員の殆どが月例給において、再任用賃金を下回る事態となります。

また、18歳で採用され、最短で昇任し、どの級で退職を迎えたとしても7割では再任用賃金の月例給には届かず、1級と4級については、最高号給でも同様の状況となります。これは、特別区の業務職給料表がいかに低い水準かということを証明するものです。

任用制度と併せて、適正な賃金水準であれば、ここまで労使で紛糾することはなかったはずです。

こうしたことを踏まえ、早急に賃金水準を正常な状態に戻し、少なくとも7割で再任用の月例給を下回る職員がいなくなるように給料表を改善することを求めます。

次に、統一交渉についての区長会と各区の認識についてです。これまでも、様々な課題について、区長会の皆さんとは認識を共有し、解決に向け議論を重ねながら、制度や取組について確認してきました。しかし、各区において、こうした課題認識や議論の内容が十分に伝わっていないのか、制度を構築した目的と異なる運用を行う区が多数存在し、各支部との間で混乱を招いております。

こうしたことが続けば、統一交渉で確認しても、現場段階では何の意味も持たず、統一交渉の意義が問われることとなります。

各区が、区長会に交渉を委任していることを踏まえれば、妥結結果の実施に当たっての各区の運用も、制度を構築した目的を最大限尊重すべきであり、区長会もその運用結果を含めて責任を持つべきです。

また、その運用についても、政策等各区の特色を出すのは良いことと考えますが、職員の労働条件に関することは、23区で均衡が図られてしかるべきと考えます。

皆さんには、妥結結果の実施についての責任を果たすためにも、統一交渉という重みを再度認識いただくとともに、各区において妥結結果の適切な運用が図られる方策の検討を求めます。

最後に、最終案においても、昇任資格基準は現行どおりとの内容でした。

私どもは、以前から定年延長に伴い、昇任機会を失う職員が出てしまうことから、制度変更に伴って、一部の職員のみが昇任機会を失うことは、あってはならないと考え、昇任選考受験資格年齢の上限の引上げを主張してきました。重ねて再考を求めます。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました業務職給料表のあり方については、これまでの交渉経過を踏まえ、皆さんと意見交換や研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、統一交渉における妥結結果に係る皆さんの意見等については、各区に伝えるとともに、今後も皆さんと真摯に協議等を重ねていく所存です。

次に、昇任選考受験資格年齢の上限の引上げについては、皆さんからの強い見直しの要求があることを受け止めます。

〈清掃労組〉

皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、満足と言える回答ではありません。しかし、この間の協議を踏まえ、踏み込んだものと受け止めて、機関に持ち帰り判断することといたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。